



照会先 消防本部消防総務課
☎ 8214512



7月26日、県消防学校（厚木市）で「年少少女消防体験」が行われました。毎年、町内の小学4、6年生を対象に実施し、今回は27回目を迎え、13人の児童が参加しました。

地震や強風などの体験コーナーでは、自然災害の怖さや災害への備えの大切さを知ることができました。

また、消防車への乗車や放水体験など、消防士の仕事を体験し、火災の怖さも学ぶことができました。

写真は放水体験の様子です。

年少少女消防体験

火災から地域を守る

あなたの住む街のために、あなたのチカラを、かしてくれませんか

町消防団では、消防団員を募集しています。消防団は、普段仕事を持ちながら、自分たちが住む地域の安全と安心を守る使命をもって活動しています。また、近年は女性団員のきめ細かい対応や活動への期待が高まっています。あなたも、地域防災を推進する消防団に入団しませんか。興味のある方、応募を心からお待ちしています。

対象 町内在住・在勤の18歳以上の方

災害時に備えて

高齢の方や障がいのある方などの緊急時を支援する制度があります。いつ起こるか分からない災害時、万一の救急時に日頃から備えましょう。

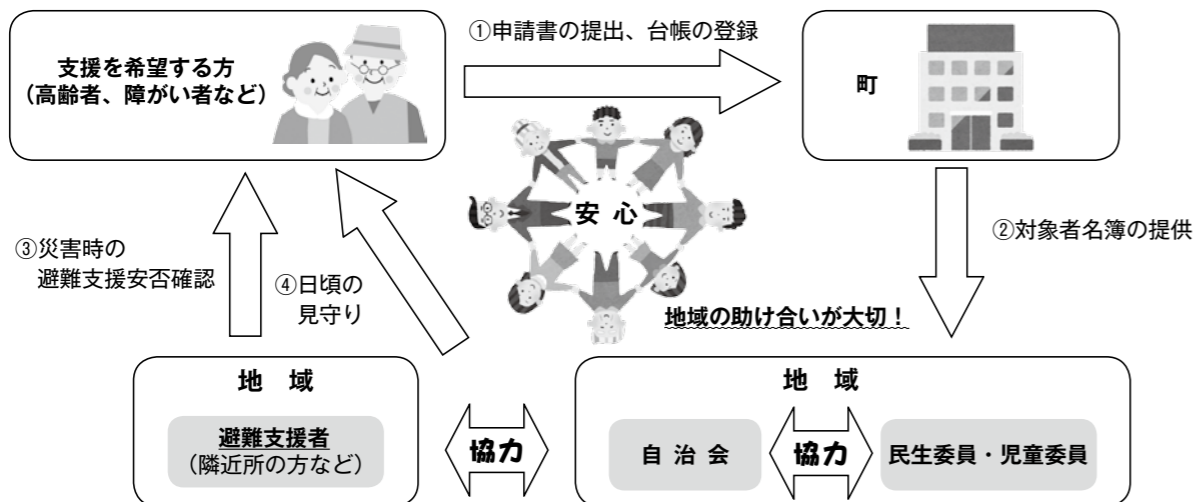
★救急医療情報キット

高齢の方、障がいのある方、難病の方などの安全・安心を確保するために「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を容器に入れて、自宅に保管することで万一の救急時に備えるものです。配布を希望する方は、事前に申請してください。



★災害時要援護者（要配慮者）支援制度

災害時などに自分で避難することが難しく、避難するための支援を希望している方に対して、「誰が、誰を、どのように支援する」という具体的な避難支援をするための制度です。



この制度を希望する方は、避難支援者（避難する際に避難を手伝ってくれる方）を決め、申請書類に必要事項を記入し福祉課に提出してください。

※申請についての詳細は、福祉課に問い合わせてください。

※制度を利用している方で、避難支援者の連絡先など記載事項に変更があった方は必ず連絡してください。

照会先 福祉課 ☎ 85-7790

あなたの家は安全ですか？ ～耐震に関する補助制度の紹介～

私たちが住む日本では、これまでに数多くの大地震が発生し、その度に多くの犠牲、被害をもたらしました。建物の耐震基準は昭和56年の改正により大幅に条件が強化され、それ以前に建てられた建物は現在の基準から見て、地震で倒壊する危険性が高いとされています。町では、地震に強いまちづくりを進めるため、建物の耐震に関する補助制度を創設していますので、ぜひご利用ください。

〈木造住宅耐震化補助事業について〉

補助額	対象建築物	住民自らが所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件のいずれにも該当するもの ・昭和56年6月1日より前に建築された、2階建て以下の専用住宅または店舗併用住宅 ・枠組壁工法（ツーバイフォー工法）またはプレハブ工法でないもの
	耐震診断	診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、10分の10（上限8万円）
	耐震改修	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限50万円）
	一部屋耐震	耐震シェルター等の設置に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限15万円）

〈緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助事業について〉

対象建築物	緊急輸送道路（対象路線：国道1号、国道138号、県道75号）の沿道に建築されており、かつ、昭和56年6月1日より前に建築されたもので、建築物の高さが次の要件のいずれかに該当するもの	
	<p>①前面道路幅員が12mを超える場合 道路境界からX離れた地点の高さが $(L/2 + X)$ を超える建築物</p>	<p>②前面道路幅員が12m以下の場合 道路境界からX離れた地点の高さが $(6m + X)$ を超える建築物</p>
補助額	耐震診断	診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、3分の2（上限240万円）
	耐震改修	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限1,000万円）

〈ブロック塀等撤去改修費補助事業について〉

補助対象工事	道路に面した高さが1メートル以上かつ長さが1メートル以上のブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等（軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣）を設置する工事			
補助区分	補助金の額	補助率	上限	
撤去	ブロック塀等（通学路扱い）	撤去に要する費用（消費税および地方消費税を除く。）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	20万円
	ブロック塀等（通学路扱いを除く）	撤去に要する費用（消費税および地方消費税を除く。）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	2分の1	10万円
改修	安全な工作物等（通学路扱い）	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く。）と設置するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	40万円
	安全な工作物等（通学路扱いを除く）	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く。）と設置するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	2分の1	20万円

※記載した内容のほか、一定の基準があります。補助制度についての詳細は、照会先へ問い合わせてください。

照会先 都市整備課 ☎ 85-9566